

女性と少女に対する差別に関する作業部会、人権擁護者の状況に関する特別報告者、子どもの売買・性的搾取・性的虐待に関する特別報告者、現代的形態の奴隷制とその原因および結果に関する特別報告者、拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する特別報告者、人身取引(特に女性と子ども)に関する特別報告者、真実・正義・賠償・再発防止の保証の促進に関する特別報告者、ならびに女性と少女に対する暴力とその原因および結果に関する特別報告者ⁱの任務

参照番号:AL JPN 4/2025

(返信の際は本参照番号をご使用ください)

2025 年 7 月 17 日

閣下、

女性と少女に対する差別に関する作業部会、人権擁護者の状況に関する特別報告者、子どもの売買・性的搾取・性的虐待に関する特別報告者、現代的形態の奴隷制とその原因および結果に関する特別報告者、拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する特別報告者、人身取引(特に女性と子ども)に関する特別報告者、真実・正義・賠償・再発防止の保証の促進に関する特別報告者、ならびに女性と少女に対する暴力とその原因および結果に関する特別報告者の資格において、人権理事会決議 50/18、52/4、52/26、51/15、52/7、53/9、54/8 および 50/7 に基づき、謹んで申し上げます。

この件に関連し、我々が、貴国政府の注意を喚起したいのは、第二次世界大戦中に日本帝国軍が計画的に設置・支配したいわゆる「慰安婦」制度のサバイバーに対して真実・正義・救済・賠償ⁱⁱへのアクセスが確保されていないことについて我々が入手した情報である。この点に関し、我々は以下の「慰安婦」サバイバーまたはその代理人から申立てを受けている。

大韓民国:李容洙(イ・ヨンス)さん(1928 年生まれ)、姜日出(カン・イルチュル)さん(1928 年生まれ)、朴泌根(パク・ピルグン)さん(1928 年生まれ)、李玉善(イ・オクソン)さん(1928 年生まれ)。

中国:彭竹英(ボン・ジューイン)さん(1929 年生まれ)。

オランダ:ジャン・ラフ＝オハーンさん(1923 年、現在のインドネシア生まれ、2019 年に逝去)。

インドネシア:チンダさん(西スラウェシ州出身)。

東ティモール:イネス・マガリャンイス・ゴンサルベスさん(ラサウン出身)。

我々は、2016 年 3 月 10 日に特別手続任務保持者が貴国政府に送付した過去の通報([JPN 1/2016](#))を想起する。貴国政府から 2016 年 12 月 27 日に本通報に対し、慰安制度ⁱⁱⁱは「多数の女性の名誉と尊厳に対する重大な侮辱」であるとの認識を含む回答をいただいたことに感謝する一方、「慰安婦」に対する真実・正義・救済・賠償の欠如に関して、改めて懸念を表明する。

寄せられた情報によると：

「慰安婦」制度の下、第二次世界大戦前及び戦中に、最大 20 万人の女性および少女が日本帝国軍および関係国家機関によって人身売買、強かん、性奴隷制の被害を受けたとされる。大韓民国、中国（中国台湾省を含む）、フィリピン、東ティモール、インドネシア、オランダでは、1990 年代には 1,160 人のサバイバーが知られていたが、これと比較すると、現在では、存命中の被害者はほとんど残っていない。さらに、これら以外の地域—マレーシア、シンガポール、ミャンマー、グアム、パプアニューギニア、そして日本自体を含む—出身の被害者にかかわる歴史は、記録も限られ、未だにほぼ何も判明していないとのことである。¹

大韓民国からは、李容洙（イ・ヨンス）さん、姜日出（カン・イルチュル）さん、朴泌根（パク・ピルグン）さん、李玉善（イ・オクソン）さんが、まだ若年の頃に日本帝国軍によって性奴隷にされたとの報告がある。李玉善さんは先日、2025 年 5 月に、亡くなった。

中国からは、彭竹英（ボン・ジューイン）さんが、1944 年の日本軍による岳陽侵略の際 15 歳で「慰安所」に連行されたとの報告がある。彭さんは盲目であったため逃亡できず、約 1 ヶ月間にわたり、日本兵から 1 日に何度も性暴力を受けた。彭さんは、この経験により、ずっと継続的な痛みと苦しみに耐え続けており、「普通の生活」を送ることも子どもを持つこともできなかった、と述べている。さらに、このため甥に頼らざるを得なくなり、甥は彼女を世話するために自分の人生を捧げてきた。

オランダからは、インドネシア生まれのオランダ市民、ジャン・ラフ＝オハーンさんが、1942 年の日本軍侵略後、家族と共に日本軍に抑留されたとの報告がある。1944 年に日本当局は、彼女を強制的に「慰安制度」に投入し、彼女はそこで 3 ヶ月間にわたり強かん・殴打されたとのことである。日本当局は彼女に対し、これらの体験を明かせば家族を殺すと脅迫したという。このため、ラフ＝オハーンさんは、1992 年までこれらの侵害を秘密にしていた。彼女は 2019 年に亡くなったが、娘のキャロル・ラフさんと孫娘のルビー・チャレンジャーさんが今回の申立てを行なった。

インドネシアからは、西スラウェシ州生まれのチンダさんが、12 歳の時に日本兵用の「慰安所」に強制連行され、将校に強かんされた後、その建物に 1 年間監禁されたとの報告がある。監禁中に両親を亡くし、解放後も「売春婦」のレッテルを貼られ、地域社会から疎外された。チンダさんは今も貧困状態にある。2016 年、「慰安婦」サバイバーに関するシンポジウムで証言するため、日本を訪れた。

¹ 他の地域における「慰安婦」に関する申立ても報告されている。例として以下を参照——
<https://apjif.org/2017/21/Morita>（日本人「慰安婦」に関する言及）、<https://apjif.org/hanknelson/2426/article>（ニューギニアおよびマレーの「慰安婦」に関する言及）、[UCLA CKS - Comfort Women Resource Center](https://www.ucla.edu/center-for-comfort-women-resource-center/)（ミャンマーの「慰安婦」に関する言及）、[The 'comfort women' of Malaysia and Singapore as transnational history and memory: Women's History Review: Vol 34, No 5 - Get Access](https://www.jstor.org/stable/4144444)（マレーシアとシンガポールの「慰安婦」に関する言及）、<https://scholarspace.manoa.hawaii.edu/server/api/core/bitstreams/89d464e9-ad6a-486e-a86c-af0deab7bdf/content>（グアム出身のチャモロ人「慰安婦」に関する言及）。

東ティモールからは、ラサウン生まれのマガリャンイス・ゴンサルベスさんが「慰安所」に連行され、日中は日本兵の宿舎を建てさせられ、夜間は日本兵の性暴力に晒されたとの報告がある。この性暴力の結果、妊娠し、「慰安所」で娘を出産したが、終戦時に引き離されたとのことである。彼女は、「慰安所」で負った傷が原因で、今も腹部の痛みで苦しんでおり歩行も困難であるという。

前述の「慰安婦」制度のサバイバーとその家族は、それぞれ、日本政府から真実・正義・救済・賠償へのアクセスを拒否され続けていると報告している。

第一に、サバイバーらによれば、日本政府は、「慰安婦」制度下で行なった重大かつ組織的な人権侵害と犯罪を未だ公式に認めておらず、国による包括的かつ独立した事実調査も未だ実施していない。日本政府は 1992～1993 年に「慰安所制度」に関する政府調査を実施したが、この調査は内閣外政審議室所属のキャリア外交官が主導したもので、必須の政治的独立性、学術的知識、人権に関する専門知識を欠いていたとされる。この調査で聞き取りが行なわれたのは韓国人被害者 16 名のみで、韓国人以外の被害者や日本の元軍人への聞き取り調査はまったく行なっていないという。さらに、アジア太平洋地域における旧「慰安所」の調査や、連合国戦犯裁判の証拠の検証も行なわれなかったとのことである。その後も、日本政府は、「慰安婦」制度に関する歴史的証拠について、政府の文書の包括的検証、あらゆる被害地域のサバイバーへの聞き取り、入手可能な歴史資料を通じて真相を究明する独立した調査を実施するための努力を、何ら行なわなかったという。

第二に、サバイバーらは、日本政府が未だにこの犯罪に対する法的責任を受け入れておらず、十分な謝罪^{iv}と被害回復を行っていないとする。1992 年～1993 年の調査は 1993 年の河野談話の発表につながり、この中で日本政府は女性たちが日本軍によって設置された「慰安所」に強制的に連行されたことを認め、辛苦を与えたことに対する遺憾の意を表明した。しかしサバイバーらは、この談話はサバイバーらに加えられた危害に対する道義的責任を表明した一方で、戦争犯罪や人道に対する罪を含む、「慰安婦」制度を通じた国際法違反について法的責任を受け入れる表現は全くないとする。

さらに、彼女らは、その後の複数の政権が河野談話を弱体化させ、談話の事実面での根拠に疑義を生じさせてきた、とする。特に注目すべきは、2014 年 6 月 20 日に日本政府が「慰安婦問題を巡る日韓間のやりとりの経緯 ～河野談話作成からアジア女性基金まで～」と題する報告書を発表し、同談話は韓国との外交的妥協の産物であり、歴史的記録の不十分な調査に基づいたものと結論付けたことである。²

サバイバーらはさらに、日本の歴代の政権が、第二次世界大戦中の「慰安所」の運営・維持に国家による強制がかかわっていたことをあからさまに否定し、これにより以前に 1993 年の河野談話で認めていたことを覆しているとする。例えば、外務省の公式ウェブサイトでは現在、日本当局による女性や少

² <https://www.mofa.go.jp/files/100002846.pdf> [日本語版は <https://www.mofa.go.jp/files/000042173.pdf>]

女の「強制連行」を示す文書証拠は確認できなかったと述べている。³ 女性や少女が国家公認の業者により詐欺や欺瞞を通じて募集されたことが判明しているにもかかわらず、日本政府が「慰安所」の「設置と運営」について日本軍の行動に対する法的責任を否定し続けているとサバイバーらは指摘している。⁴ 加えて、特別手続による 2016 年の通報([JPN 1/2016](#))に対する返答において、日本政府は、「慰安婦」に関する「性奴隷」という表現は事実としてまちがっており、したがって不適切であると述べた。

その結果として、日本政府は、「慰安婦」の苦痛を国際人道法・国際刑事法・国際人権法の違反として未だ十分に認めておらず、また、性奴隷制度の設置・運営に関与したとの申立てを認める、十分な謝罪も直接の謝罪もしていない、とサバイバーらは主張し続けている。

賠償に関して、サバイバーらは、日本政府が 1995 年にアジア女性基金(AWF)を設立し、285 人の被害者(フィリピン 211 人、大韓民国 61 人、中国台湾省 13 人)に 6 億円の「償い金」を支給したとされているものの、この事業は賠償に関する国際基準を満たしていないと指摘する。サバイバーらは、アジア女性基金が国家予算ではなく民間の寄付から資金を得ることによって、「慰安婦」制度に対する日本の法的責任を曖昧にしている、と強調する。さらに、アジア女性基金(AWF)受給者各人は日本国首相が署名した書簡を受け取ったとされるが、その書簡は「慰安婦」制度への「日本軍当局の関与」について曖昧に言及するのみで、強制や性奴隷制を認めるものではなかったという。

フィリピン、大韓民国、中国台湾省の多くの被害者は、アジア女性基金(AWF)からの支払いを日本の法的責任回避の企てだと考え、受け取りを拒否したとされる。インドネシアでは、アジア女性基金は特に「慰安婦」制度の被害者を対象とするのではなく、高齢者一般の福祉に向けた財政支援を行っていたとされる。オランダでは、アジア女性基金は、個々の被害者に支給する医療・福祉支援の 2 億 5500 万円を、民間財団に提供した。中国や東ティモールなど他の被害国のサバイバーは、アジア女性基金の対象から完全に除外されていたとされる。

2015 年 12 月 28 日、日本国政府と大韓民国政府は、日本の国家予算から 10 億円(約 700 万米ドル)を拠出して、「慰安婦」被害者を支援し問題を「最終的かつ不可逆的に」解決することを目的とした「和解・癒やし財団」を大韓民国が設立することで合意した。しかし、通報 [JPN 1/2016](#) で指摘されたように、この合意は、サバイバーを交渉プロセスから排除し、彼女らの要求を反映していないとして、広く批判された。特に、日本の高官らが「慰安婦」制度の募集・運営における強制の存在を否定し続けていることを踏まえ、多くのサバイバーは、財団の支援を賠償ではなく福祉支援と捉えていた。

2017 年、大韓民国は 2015 年合意の妥当性を評価するためのタスクフォースを設置した。タスクフォースは、合意は透明性を欠き、サバイバーとの十分な協議を欠いていたと結論付けた。合意は形の上

³ https://www.mofa.go.jp/policy/postwar/page22e_000883.html
〔日本語版は https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page25_001910.html〕

⁴ E/CN.4/Sub.2/1998/13, Appendix paras.4, 7, 9.

では撤回されなかったものの、「和解・癒やし財団」は 2019 年に正式に解散した。同財団は解散するまでに、存命中の被害者 47 人のうち 34 人、および被害者 199 人の遺族 58 人に総額 44 億韓国ウォン(約 320 万米ドル)を支給したと報じられている。大韓民国以外の国のサバイバーも、日本政府に対し、自国政府と同様の合意を締結し、国費による金銭賠償⁵を行うよう要請してきたとされるが、現在までそのような措置は取られていない。

第三に、サバイバーたちは、司法へのアクセスの欠如を強調し、加害者とされる者や日本政府の責任を国内または国際的な裁判所や協議の場で追及することの難しさを述べる。

1990 年代以降、様々な国の「慰安婦」サバイバーが、日本、韓国、中国、米国の裁判所で日本政府を相手取り多数の訴訟を起こしてきたと報告されている。⁵ すべてではないにせよ、大半の訴訟は、主権免除の原則、または第二次世界大戦後に日本が各国と締結した二国間条約による個人賠償請求権の放棄、またはその両方を理由に退けられた。⁶

2021 年から 2023 年[ママ]にかけて、韓国の裁判所は 3 件の「慰安婦」被害者勝訴判決を下し、主権免除は適用されないと結論付けて日本に対し原告への損害賠償の支払いを命じた。2021 年 1 月 8 日ソウル中央地方裁判所判決(事件番号 2016 가합 505092)、2023 年 11 月 23 日ソウル高等裁判所判決(事件番号 2021 나 2017165)、2025 年 4 月 25 日清州地方裁判所判決(事件番号 2024 가단 52192)が含まれる。

韓国の裁判所は、国際慣習法上、国際法の強行規範(ユス・コーゲンス)に違反する人道に対する罪や、大韓民国領域内において他国に帰属する行為を行う者が韓国国民に対して行なった不法行為に対して、主権免除は適用されないと判断してきたが、日本政府は、主権免除の侵害および 1965 年の日韓協定⁷に反するという理由で、韓国の裁判所の判決に従うことを拒否してきたとされる。

日本政府の応じない姿勢を受け、韓国の被害者および市民社会の支援団体は、日本と大韓民国に対し、「慰安婦」制度下で生じた国際法違反に対する日本の国家責任および 1965 年の日韓協定に基づく請求権放棄について、国際司法裁判所(ICJ)の裁定を求めることで合意するよう公に呼びかけてきたという。さらに、2021 年 10 月、韓国のサバイバーらは韓国政府に対し、国連「拷問及び他の残虐な、

⁵ さらに、フィリピンおよび大韓民国の「慰安婦」被害者たちが自国政府に対して訴訟を起こし、日本政府に対する金銭賠償、謝罪、および/または仲裁の申立てを支持することを行政機関に命ずるよう求めている。2010 年 4 月 28 日、フィリピン最高裁判所は、Vinuya 他対 Executive Secretary 他 (633 Phil. 538) 事件において、国際司法裁判所 (ICJ) およびその他の国際法廷において、日本に対する公式謝罪や他の形の賠償を求める「慰安婦」被害者の申立てを行政機関が支持するよう命ずることはできないとの判決を下した。対照的に、2011 年 8 月、大韓民国憲法裁判所は、1965 年の日韓〔請求権〕協定第 3 条に基づき、政府が「慰安婦」問題に関する紛争仲裁手続を開始しなかったことは憲法違反であるとの判決を下した (事件番号: 2006 헌마 788)。その後、大韓民国政府は日本政府に対し仲裁を求める書簡を送付したが、回答は得られなかったと報じられている。

⁶ 日本は、49 か国が署名したサンフランシスコ平和条約 (1951 年)をはじめ、オランダ (1956 年)、インドネシア (1958 年)、フィリピン (1956 年)、大韓民国 (1965 年)、中国 (1972 年) との条約など、一連の戦後条約を他の国々と締結した。日本政府は、これらの条約により「慰安婦」被害者を含むすべての戦争関連請求権が放棄されたと主張してきた。東ティモールとの間にはそのような条約は締結されていない。

⁷ [Regarding the Confirmation of the Judgment of the Seoul Central District Court of the Republic of Korea in the Lawsuit Filed by Former Comfort Women and Others \(Statement by Foreign Minister MOTEGI Toshimitsu\) | Ministry of Foreign Affairs of Japan](#)

〔元慰安婦等による大韓民国ソウル中央地方裁判所における訴訟に係る判決確定について (外務大臣談話) | 外務省〕

非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」(拷問等禁止条約)(CAT)第 21 条および第 30 条に基づき、拷問禁止委員会(CAT 委員会)において、また該当する場合には国際司法裁判所(ICJ)において、国家間手続を開始し、被害者の正義と賠償を受ける権利を実現するよう強く求める運動を開始した。今日に至るまで、「慰安婦」制度に関する問題について、国際司法裁判所や拷問禁止委員会の手続きは開始されていない。

加えて、2024 年には、中国人「慰安婦」被害者とその家族も、4 月に山西省高級人民法院、8 月に湖南省高級人民法院において日本政府を相手取り民事訴訟を起こした。これらの訴訟は現在審理中であるが、仮に原告勝訴判決が下されたとしても、執行は難しいであろうという。

最後に、サバイバーおよび彼女らを代表する市民社会団体の報告では、「慰安婦」としての体験を証言し、記録に残し、保存する取り組みが、日本政府に妨げられ、超国家主義団体からの脅迫や嫌がらせにあっていくという。例えば、『「慰安婦」の声』と題された各国にまたがる文書群をユネスコ世界記憶遺産(MoW)に登録しようとする取り組みは、2017 年 10 月に日本が外交圧力をかけ、ユネスコへの資金拠出を停止した後で頓挫したという。⁸ 日本政府はまた、韓国(ソウル、釜山)、アメリカ合衆国(グレンデール、サンフランシスコ、ブルックヘイブン)、オーストラリア(シドニー)、フィリピン(マニラ)、ドイツ(ベルリン)など各地で、慰安婦を記念する像や記念碑の建設に反対し、しばしば受入国政府へのロビー活動を行ない、あるいは地方自治体に圧力をかけてきたとされる。マニラでは 2018 年に「慰安婦」像が撤去され、サバイバーや人権団体からの批判が巻き起こった。また、いくつもの像が、撤去をねらう日本の超国家主義団体によって、破壊されたり訴訟を起こされたりしている。

2015 年の大韓民国と日本の二国間合意には、ソウルにある日本大使館前の像の撤去の可能性に関する議論が含まれていたが、韓国国内で公衆から激しい反発があり、提案が放棄された。サバイバーと支援者たちは、国家責任の十分な自認、説明責任、被害回復および正義を求め、毎週水曜日に同像の前で集会を続けている。

さらに、サバイバーたちは、証言や活動に対する否定と嫌がらせの組織化されたキャンペーンに、とりわけ国際的な場で発言する際に、遭遇すると報告している。日本の超国家主義団体は、イベント主催者に発言予定をキャンセルするよう圧力をかけ、名誉を棄損する戯画や記事を極右出版物で流布し、彼女らを沈黙させ信用を失墜させようとしてきたという。そのうえ、サバイバーはオンラインフォーラムや保守系メディアで頻繁に標的にされ、「売春婦」「嘘つき」「金目当て」などと中傷されているという。さらに、被害者を支援するために声を上げてきた市民団体メンバー、学者、ジャーナリストらも同様に標的にされ、脅されてきたという。

⁸ 例として以下を参照。Hyun Kyung Lee, Marie Louise Stig Sørensen, Yujie Zhu (2023), “The UNESCO Memory of the World Programme and claims for recognition of atrocities: The nominations of *Documents of Nanjing Massacre and Voices of the ‘Comfort Women’*”, *Memori Studies*, Vol.16 (4) 894-911, pp.902-903. [「ユネスコ世界記憶遺産プログラムと残虐行為の認識の要求：「南京大虐殺文書」および『「慰安婦」の声』の登録』、『記憶研究』第 16 巻 (4) 894-911、902-903 頁]

サバイバーたちはまた、「新しい歴史教科書をつくる会」(JSHTR)などの超国家主義団体が、教科書から戦時中の残虐行為に関する記述をなくすよう積極的に働きかけてきたと指摘している。激しいロビー活動を受けて、文部科学省は 2021 年 9 月 8 日、教科書出版社 5 社による「従軍慰安婦」および「強制連行」という用語の削除や修正の申請を承認したと報じられている。現在まで、日本の教科書で「軍隊性奴隷制」という表現は一度も使われておらず、文部科学省当局者はこの用語を含む教科書を承認しないことを明確にしたとみられる。

我々は、これらの申立てが正しいかどうかについて予断を持ちたくはないが、報告された侵害行為の発生から 80 年近くが経過した現在もなお、「慰安婦」サバイバーのための正義が欠如し、彼女たちの、真実と被害回復への、そして記憶化への権利が否定されていることに対し、引き続き深刻な懸念を表明する。我々が指摘したいのは、サバイバーのための、違反の自認、謝罪、説明責任、救済、被害回復の緊急性である。彼女たちの大半は既に亡く、わずかに残る生存者も高齢なのである。「慰安婦」制度の被害者である生存女性たちは、数十年にわたり、日本が公式で曖昧さのない謝罪を行ない、責任を全面的に受け入れることを求めてきた。

我々は、各国が、国際人権法の重大な違反および国際人道法の重大な違反に対し、正義・司法、説明責任、救済および賠償へのアクセスを提供する義務を有することを想起する^{vi}。我々は、寄せられた情報に基づき、日本政府がこれまでにとってきた行動が国際法上のこれらの義務を満たしていないことに、引き続き重大な懸念を有している。「慰安婦」制度のサバイバーたちは、国際法上認められる十分な救済と賠償を受ける権利を有し、これは司法制度と司法以外の制度、真実の究明、訴追への取り組み、金銭賠償、満足、リハビリテーション、そして新たな侵害の再発を防止するための様々な措置を含む。国際人権法の重大な違反および国際人道法の重大な違反について、正義を追求し、救済と賠償を確保するためには、各国は、自国の義務を果たすため継続的な措置を講じることを義務付けられている(A/RES/60/147)。これには、加害者の迅速な捜査と訴追、被害者の司法への平等なアクセスの確保、被害者への効果的な救済と賠償の提供が含まれる(A/RES/60/147、第 3 項)。さらに、被害者が死亡した場合には、国際基準に基づき被害者として認められている「被害者の直接の近親者または扶養家族」に対しても、被害回復が認められなければならない。(A/RES/60/147、第8項)。

国際人権法違反の被害者が救済を受ける権利は、世界人権宣言第 8 条、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(ICCPR)第 2 条、人種差別撤廃条約(ICERD)第 6 条、拷問等禁止条約(CAT)第 14 条、子どもの権利条約(CRC)第 34 条・第 39 条、障害者権利条約(CRPD)第 13 条、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の選択議定書」など、数多くの国際文書に規定されている。国際刑事裁判所ローマ規程、並びに国連「救済および賠償の権利に関する基本原則およびガイドライン」(2005 年)はさらに、被害者に対する「原状回復、補償及びリハビリテーション」を含む賠償の手続きを確立することを義務付けている。

1985 年に日本が批准した女性差別撤廃条約(CEDAW)はさらに、女性と少女の、差別からの法的保護に対する権利、ならびに女性差別を構成する慣行・法律・慣習を廃止する権利を、保護している。この点に関し、女性差別撤廃委員会が、日本に関する最新の総括所見において、貴国政府に対し、「被害者/生存者の権利に包括的に取り組むことを確保するために、『慰安婦』に関する国際人権法上の義務を効果的に実施するための取組を拡大・強化する」よう勧告したことを想起したい(CEDAW/C/JPN/CO/9)。さらに、同委員会は貴国政府に対し、国際法上「戦争犯罪および人道に対する罪に時効はない」という事実を改めて強調した(パラグラフ 34、

経済社会理事会決議第 1158 号(XLI)を引用)。同様に、自由権規約委員会、拷問禁止委員会、経済的・社会的・文化的権利に関する委員会、人種差別撤廃委員会も、貴国政府に対し、「慰安婦」制度下で行われた侵害行為に対する法的責任を受け入れ、サバイバーへの正義を確保するよう勧告している(CCPR/C/JPN/CO/5、CAT/C/JPN/CO/2、CERD/C/JPN/CO/10-11、E/C.12/JPN/CO/3)。

戦時中の性暴力は、国際人権法上も国際人道法上も拷問の罪に該当し、例外・免責・恩赦・時効はなく、追加の限定要件もない(A/79/181)。強かん、強制売春、その他のわいせつな行為は、1907 年およびそれ以前の国際人道法文書において既に禁止されていた(A/79/181)。拷問に関する特別報告者、女性と少女に対する暴力に関する特別報告者、真実、正義および賠償に関する特別報告者を含む複数の特別手続は、報告書の中で「慰安婦」問題について、日本が捜査・訴追し、被害者に救済措置を提供する義務を未だ果たしていない重要な歴史的問題として言及した(A/79/181、E/CN.4/1996/53/Add.1、A/HRC/54/24/Add.1)。

貴国政府が、「慰安婦」制度下で行われた侵害の規模、すなわち「慰安婦」の総数、「慰安婦」制度下における性奴隷制の存在、そして募集において女性への強制が用いられたことなどに繰り返し異を唱えていることに、我々は依然として重大な懸念を有している。このような立場は、サバイバーの尊厳を著しく損ない、彼女たちが受けるべき救済や被害回復へのアクセスを阻害し、スティグマを長期化・悪化させ、再発防止の保証を損なうものである。

最後に我々は、再発防止を保証する義務にかなう形で、元「慰安婦」の体験を記念し、保存するための包括的な取り組みが欠けていることについて、さらに懸念する。国際人道法の重大な違反の証拠をアーカイブズその他で示すことは、こうした被害について公衆が知ることを確保し、将来の捜査や移行期正義の取り組みを支える助けとなる(A/HRC/RES/33/19)。学校内外における歴史教育を含む教育は、重大な侵害の再発防止を確保するために肝要な手段である。この重要性は、「慰安婦」問題に関する日本への前回までの通報(JPN 1/2016)でも確認されている。2023 年の日本に関する普遍的・定期的審査(UPR)において韓国が表明したように、「慰安婦」に関する教育は、将来の侵害を防止するために不可欠である(A/HRC/37/15)。

上記の申し立てられた事実および懸念事項については、本状に添付する別紙「国際人権法に関する参考資料」を参照のこと。この別紙は、これらの申し立てに関連する国際人権文書および基準を引証している。

我々に寄せられたすべての案件の解明に努めることは、人権理事会から付与された我々の任務に基づく責務であるため、下記の事項についてご見解をお示しいただければ幸いである。

1. 上記申し立てに関する追加情報または意見、あるいはその双方をいただきたい。
2. 「慰安婦」制度が、重大かつ組織的な人権侵害、戦争犯罪、人道に対する犯罪を含む国際法違反にかかわるか否かについて、貴国政府の立場を示していただきたい。また、国家責任に関して未解決の諸問題点について、外交的なまたは国家間の手続きを通じて対処する意向があるかどうかお示しいいただきたい。

3. 女性差別撤廃委員会、自由権規約人権委員会、拷問禁止委員会、社会権規約委員会、人種差別撤廃委員会を含む諸国際人権機関による「慰安婦問題」に関する勧告を、貴国政府がどのように実施するのかについて、詳細な情報をご提供いただきたい。
4. 貴国政府が「慰安婦」制度に関する被害者・目撃者の証言および証拠書類の収集・統合・分析・保存のために講じた措置について、詳細な情報をご提供いただきたい。これには連合国側による諸戦争犯罪裁判の文書も含まれる。
5. 申立てにおいて、記録保存活動や各国に設置された「慰安婦」像など「慰安婦」サバイバーを称える記念碑に対し、貴国政府がとったとされる諸行動について、こうした行動が国際人権法および基準の下での日本の義務にどのように適合しているか、ご説明いただきたい。
6. 「和解・癒やし財団」からの支給を拒絶した韓国のサバイバー、および賠償を求めたものの未だに得ていない他の諸国のサバイバーの状況について、日本政府が対処する用意があるか、また如何なる対処を予定しているか、情報をご提供いただきたい。
7. 「慰安婦」サバイバー、および彼女たちを支援する市民団体、人権擁護者、ジャーナリスト、学者を国家機関や民間人による嫌がらせ、脅迫、威嚇から保護するために、オンライン、オフラインの両方において貴国政府が講じた措置について、情報をご提供いただきたい。
8. 被害者への賠償を命じた韓国その他の国の裁判所の決定について、日本政府が従う意思があるか、またその方法について情報をご提供いただきたい。
9. 証言を記録に残し、保存するサバイバーらによる努力を支援し、学校カリキュラム・教科書を改訂するなどして過去の残虐行為について公衆を教育するために、貴国政府が既に講じた、または講じる予定の措置について説明いただきたい。
10. 真実、正義、賠償、説明責任の手続きにおける「慰安婦」被害者、その家族および関係する市民団体による意味ある参加を確保するために貴国政府が講じた措置について、詳細な情報を提供いただきたい。

本通報および貴国政府からの対応はすべて、60 日以内に通報報告[ウェブサイト](#)を通じて公開される。また、その後、人権理事会に出される通常の報告書にも掲載される。

返信までの間、上記で違反と申し立てられた行為を停止させ、また再発を防止するために必要なあらゆる暫定措置を講じるよう、我々は強く要請する。また調査により申立ての正しさが裏付けられ、あるいは強く疑われる場合は、同侵害行為に責任ある者全員の説明責任を確保するよう、強く要請する。

なお、本件に関しては、中国、インドネシア、オランダ、フィリピン、大韓民国、東ティモールの各政府にも書簡

を送付済みであることをご承知おきいただきたい。

閣下に敬意を表します。

ローラ・ニリンキンディ

女性と少女に対する差別に関する作業部会 議長・報告者

メアリー・ローラー

人権擁護者の状況に関する特別報告者

ママ・ファティマ・シンハテ

子どもの売買、性的搾取、性的虐待に関する特別報告者

小保方智也

現代的形態の奴隷制とその原因および結果に関する特別報告者

アリス・ジル・エドワーズ

拷問および他の残虐な、非人道的な、または品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する特別報告者

シヴォーン・ムラーリー

人身取引(特に女性と子ども)に関する特別報告者

ベルナール・デュエイム

真実・正義・賠償・再発防止の保証の促進に関する特別報告者

リーム・アルサレム

女性と少女に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者

別紙
国際人権法に関する参考資料

上記の申し立てられた事実および懸念事項に関連し、貴国政府に対し、世界人権宣言第 8 条、「市民的および政治的権利に関する国際規約」(ICCPR)第 2 条 3 項、「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」(ICESCR)第 2 条 2 項、第 3 条、第 11 条、第 12 条およびその選択議定書、「拷問および他の残虐な、非人道的な、または品位を傷つける取扱いまたは刑罰の禁止に関する条約」(CAT)第 1 条、第 14 条、第 16 条、子どもの権利に関する条約(CRC)第 34 条および第 39 条、障害者の権利に関する条約第 3 条、1907 年 10 月 18 日の陸戦の法規慣例に関するハーグ条約(第 4 条約)第 3 条、および「1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書」(議定書 I、1977 年 6 月 8 日)第 91 条を参照するよう求める。これらの法規定は、ジェンダーに基づく暴力や性暴力を含む重大な人権侵害の被害者が救済を受ける権利を一体として認めている。

性奴隷制を含む性暴力は、2007 年 7 月 17 日に日本が批准した国際刑事裁判所ローマ規程のもとで、人道に対する罪(第 7 条)、戦争犯罪(第 8 条)、および国際人権法に対する重大な違反とされていることを、我々は強調したい。性的暴行および「個人の尊厳に対する侵害」に該当する行為を含む、強かんその他の形態の性暴力は、国際人道法のもとで禁止されている。これには、ジュネーヴ四条約共通第 3 条、ジュネーヴ第 4 条約第 27 条、第一追加議定書第 75 条 2 項(a)(i)、第 75 条 2 項(b)および(e)、第 76 条、そして慣習国際人道法の規則 93 が含まれる。ジュネーヴ第 3 条約第 14 条はさらに、「女性(捕虜)は、女性に対して払うべきすべての考慮をもって待遇される」と規定し、捕虜は「すべての場合において、その身体および名誉を尊重される権利を有する」としている。第二追加議定書第 4 条 2 項(e)は、民間人および戦闘外にある者に対する個人の尊厳への侵害、特に屈辱的で品位を傷つける扱い、強かん、あらゆる形態のわいせつ行為を禁止している。国際人道法はまた、強圧的な環境、力による威嚇、暴力への恐怖が、個人の性的自律性を損ない、強かんや性暴力などの犯罪の構成要件を満たすとしている。

また、確立された国際判例法により、強かんを含む性的虐待および性暴力は、拷問等禁止条約(CAT)第 1 条の定義を満たす場合、国内法および国際法にもとづき訴追可能な拷問の一形態であり得ることを我々は強調する。これらはまた、「個人に対する威嚇、品位の剥奪、侮辱、差別、処罰、支配または人格の破壊といった目的で用いられた場合、および、公務員または公的な立場で行為を行うその他の者により、またはその教唆、同意もしくは黙認のもとで行われた」場合には、戦争犯罪である。⁹ 文民たる住民に対する攻撃であって広範又は組織的なものの一部として、そのような攻撃であると認識しつつ行う、単独または集団強かんその他の性的虐待は、人道に対する犯罪である。戦争における性暴力はまた、追加の限定要件なく拷問の罪を構成し得る(A/79/181 参照)。

さらに、我々は、貴国政府に対し、2005 年 1 月 24 日に日本が批准した「児童の売買、児童買春及び児童

⁹ ルワンダ国際刑事裁判所(ICTR)、ジャン＝ポール・アカイエス事件、事件番号 ICTR-96-4-T、パラグラフ 597。旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所(ICTY)、クナラツ、コヴァチュおよびヴコヴィッチ事件、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所(ICTY)、事件番号 IT-96-23-T および IT-96-23/1-T、2001 年 2 月 22 日、控訴審で支持された事件番号 IT-96-23 および IT-96-23/1。国際刑事裁判所(ICC)、ドミニク・オンウェン事件、事件番号 ICC-02/04-01/15、パラグラフ 35-36。

ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を参照するよう求める。この議定書は、締約国に対し、性的搾取目的を含む児童売買を犯罪化および防止し、被害児童のため適切な救済措置を確保する義務を強化するものである。特に、第 1 条は、締約国に対し、児童の売買、児童買春および児童ポルノを禁止する義務を課し、第 3 条 1 項(a)(i)は、締約国に対し、性的搾取を目的として児童を提供し、移送し、または収受することを犯罪とすることを義務付けている。第 9 条 1 項はさらに締約国に対し、議定書にもとづく犯罪について、実効性ある執行、捜査および訴追を確保するための措置を採用または強化することを義務付けており、第 9 条 4 項は、被害児童の特別なニーズを認め、被害児童の意見を聴き、考慮できる手続きを、被害児童自身が利用できることを確保する義務を強調している。「慰安婦」制度に関連する侵害行為は議定書発効前に発生したが、少女たちに対して行なわれた行為は、重大かつ組織的な性質を持つ（その多くは売買、人身取引、性奴隷の被害を受けた）ことから、議定書の目的とこうした侵害の永続的影響に鑑み、継続的な承認と救済措置が必要である。本議定書に基づく義務はまた、子どもに関わる重大な侵害行為には時効が適用されないこと、そして各締約国には真実、説明責任、および効果的な救済措置を確保する継続的な義務があるとする国際人権法の確立した原則を反映している。

この文脈において、我々は、自由権規約委員会の勧告(CCPR/C/JPN/CO/6、2014 年)を想起したい。同勧告は、日本国に対し、「(a)戦時中日本軍により行われた性奴隷制もしくは他の人権侵害に対する全ての申立てが、効果的、独立的かつ公平に調査され、加害者を訴追し、有罪であれば処罰すること (b)司法へのアクセス及び被害者やその家族への十分な補償^{vii} (c)入手可能な全ての証拠の開示 (d)本問題についての教科書での十分な言及を含めた生徒及び一般公衆への教育 (e)公的な謝罪表明及び締約国の責任の公認^{viii} (f)被害者を中傷しあるいは当該案件を否定するあらゆる企てへの反論」を強く求めた(第 14 項)。

我々はさらに、1985 年 6 月 25 日に日本が批准した「女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」(CEDAW)を参照する。同条約が各締約国に義務付けるのは、締約国が女性差別を行わず、公的機関・組織が女性を差別しないことを確保することである。第 2 条はまた、いかなる人、組織、企業による女性差別も廃絶するための、あらゆる適切な措置をとることを、各締約国に求めている。

女性差別撤廃委員会の一般勧告第 19 号(1992 年)は、ジェンダーに基づく暴力を「女性であるという理由で女性に向けられる暴力、あるいは、女性に対して過度に影響を及ぼす暴力」と定義しており、これには身体的、精神的、または性的危害または苦痛を引き起こす行為、かかる行為の威嚇、強制、及び、その他の自由の剥奪が含まれる。紛争予防・紛争中・紛争後の状況における女性に関する一般勧告第 30 号(2013 年)は、締約国に対し、いかなる時も女性の権利を擁護し、紛争前・紛争中・紛争後を通じて実質的ジェンダー平等を促進するとともに、性暴力被害者の司法へのアクセスを確保することを求めている(CEDAW/C/GC/30)。一般勧告第 35 号(2017 年)は、一般勧告第 19 号を更新したもので、相当の注意義務が条約の基礎を成すものであり、締約国の法律によって権限を与えられた民間主体、または締約国の指示・指揮・統制下で活動する民間業者(国外で活動する場合を含む)の作為または不作為については、当該締約国が責任を負うことを明確にしている(CEDAW/C/GC/35、パラグラフ 24(a))。

また、女性差別撤廃委員会の一般勧告第 30 号において、人身売買、性暴力、ジェンダーにもとづく暴力は、国際刑事法のもとで戦争犯罪、人道に対する罪、拷問行為、さらにはジェノサイドを構成する可能性があり、締

約国は予防・捜査・処罰しなければならないと明示されていることを我々は強調する(第 23 項)。同委員会は、武力紛争を含むあらゆる危機的状況において、女性の権利が、国際人道法・国際難民法・国際刑事法・国際人権法の補完的な枠組みのもとで保護されることを確認している(第 19 項)。さらに、同委員会は、十分に実効的かつ迅速な賠償を受ける権利と、ジェンダー特有の被害を評価することの重要性を改めて強調し(第 79 項)、女性被害者のニーズと体験が確実に考慮されるよう、移行期正義・被害回復のメカニズムの設計・実施・監視に女性被害者を参加させることを求めている(第 81 項)。

さらに我々は、司法へのアクセスに関する、女性差別撤廃委員会の一般勧告第 33 号も参照したい。同勧告では、締約国は、真実・正義・和解委員会による、公的謝罪、公的な追悼・記念碑、再発防止の保証といった非司法的救済措置が、加害者の捜査や訴追の代替手段として利用されないよう確保し、女性に対する性暴力といったジェンダーに基づく人権侵害に対する恩赦を拒否し、このような人権侵害の訴追に関する時効を拒否しなければならないと規定されている(パラグラフ 19(f))。

我々はまた、女性差別撤廃委員会の日本政府に対する勧告(CEDAW/C/JPN/CO/7-8)を想起したい。同勧告は、『慰安婦』の問題は、被害者のために効果的な救済策が引き続き取られていないことを考えると、第二次世界大戦中に締約国の軍隊により行われた侵害の被害者・生存者の権利に継続的な影響を及ぼす重大な侵害を引き起こしている」と指摘している。同委員会はまた、「このような人権侵害への対処が時間的管轄によって妨げられることはない」と判断し、日本に対し、「(a) 締約国の指導者や公職にある者が、『慰安婦』問題に対する責任を過小評価し、被害者を再び傷つけるような発言はやめるよう確保すること、(b) 被害者の救済の権利を認め、補償、満足、公的謝罪、リハビリテーションのための措置を含む、十分かつ効果的な救済及び賠償を提供すること、(c) 2015 年 12 月に締約国が韓国と合同で発表した二国間合意の実施に当たっては、被害者・生存者の意向をしかるべく考慮し、被害者の真実、正義、賠償を求める権利を確保すること、(d) 『慰安婦』の問題を教科書に適切に組み込むとともに、歴史的事実を生徒や社会全般に客観的に伝えられるよう確保すること、(e) 被害者・生存者の真実、正義、賠償を求める権利を確保するために行われた協議やその他の措置について、次回の定期報告の中で情報提供すること」を要請した。同委員会は、日本の第 9 回定期報告に関する最新の総括所見(CEDAW/C/JPN/CO/9)において、「慰安婦」被害者/サバイバーの権利を保障するための取り組みを引き続き拡大・強化する必要性を改めて強調した。

さらに、我々は、自由権規約委員会が、日本の第 5 回報告書に関する総括所見(CCPR/C/JPN/CO/5)において、「締約国が未だに、第二次世界大戦中における『慰安婦』制度に対してその責任を受け入れていないこと、加害者が訴追されていないこと、被害者に提供されている補償金が公的資金よりむしろ個人的な寄付によって提供されていること及びそれが不十分であること、『慰安婦』問題への言及を含む歴史教科書がほとんどないこと、及び一部の政治家及び報道機関が被害者の中傷あるいは出来事の否定を続けていること(規約第 7 条および第 8 条)」(第 22 項)について懸念をもって留意したことを、貴国政府に改めて想起いただきたい。この点に関し、同委員会は、貴国政府に対し、「被害者の大半が受け入れ可能で彼らの尊厳を回復させるような方法で『慰安婦』制度に対する法的な責任を認め、率直に謝罪し、生存している加害者を訴追し、全ての生存者の権利として適切な補償を行うために迅速で効果的な立法府及び行政府による措置をとり、本問題について生徒及び一般の公衆を教育し、及び被害者の中傷あるいは出来事を否定するあらゆる企てに反論し及び制裁措置をとるべきである」と勧告した(第 22 項)。

同様に、拷問禁止委員会は、日本の第 2 回定期報告に関する総括所見において、貴国政府が、いわゆる「慰安婦」に対する軍事的性奴隷制度に関する、条約にもとづく義務を履行していないことを指摘した。特に、委員会は、「(a)被害者に対する適切な補償^{ix}とリハビリテーションを提供していないこと」について懸念を表明し、「公的資金というよりも民間の寄付金によって出資された補償が、不十分かつ不適當であること」に遺憾の意を示し、「(b)このような拷問行為の実行者を訴追し、裁判手続にかけていないこと」について懸念を表明し、「被害者から救済、補償及びリハビリテーションの機会を奪うことになるため、時効が適用されるべきではない」ことを想起し^x、「(c) 関連する事実及び資料を隠ぺいしていること、あるいは公開していないこと」・「(d) 国及び地方の政府高官並びに国会議員を含む政治家による、継続的な公的事実否認及び被害者の再トラウマ」・「(e) 学校の歴史教科書で本件に関する記述が減少していることに、とりわけ示されているように、ジェンダーに基づく条約違反を防止するための効果的な教育的措置が実施されていないこと」・「(f) 普遍的・定期的レビュー(UPR, A/HRC/22/14/Add.1. para. 147.145ff.)の文脈の中で行われた本件に関するいくつかの勧告についての締約国の受け入れ拒否」について懸念を表明した(CAT/C/JPN/CO/2、第 19 項)。この点に関し、同委員会は貴国政府に対し、性的奴隷犯罪の法的責任を公に認め、実行者を訴追し、適切な刑をもってその者を処罰すること、政府当局や公人^{xi}による事実否認に反論し、関連資料を開示し、事実を徹底的に調査し、被害者に完全で効果的な救済と償い^{xii}を提供し、あらゆる歴史教科書を含め、この問題について公衆を教育するよう勧告した(第 19 項)。

人種差別撤廃委員会もまた、日本の第 10・第 11 回合同定期報告に関する総括所見(CERD/C/JPN/CO/10-11)において、2015 年の韓国と日本との合意が、生存する「慰安婦」に対し適切に意見を求めておらず、「本解決が、第二次世界大戦中及びそれ以前に、軍がこれらの女性に対して侵した人権侵害に対する明確な責任を果たす^{xiii}ものでない」(第 27 項)と懸念を表明した。同委員会は日本に対し、「これらの女性の人権侵害におけるその役割に対する責任を受け入れ、全ての国籍の『慰安婦』を含む、被害者中心のアプローチを採用した、『慰安婦』問題の永続的な解決を確保すること」を勧告した(第 28 項)。

さらに我々は、日本の第 3 回定期報告に関する経済的、社会的及び文化的権利委員会の総括所見を想起したい。同所見において同委員会は、「『慰安婦』が被った搾取が経済的、社会的及び文化的権利の享受及び補償の権利^{xiv}にもたらす長きにわたる否定的な影響」(第 11 条、第 3 条)について述べている(E/C.12/JPN/CO/3、第 26 項)。同委員会は貴国政府に対し、「搾取がもたらす長きにわたる影響に対処し、『慰安婦』が経済的、社会的及び文化的権利の享受を保障するためのあらゆる必要な措置をとる」とともに、「彼女らをおとしめるヘイトスピーチ及びその他の示威運動を防止するために、『慰安婦』が被った搾取について公衆を教育する」よう勧告した(第 26 項)。

また、我々は、子どもの権利委員会の一般的意見第 13 号(2011 年)を想起したい。同意見は、あらゆる形態の暴力からの自由への子どもの権利を確認し、武力紛争および性的搾取の状況を含む子どもに対する暴力を防止し、調査し、対応する締約国の義務の概略を述べたものである。この一般的意見が強調するのは、各国が子どもを中心にした正義のメカニズムへのアクセスを確保しなければならないということであり、これには、被害申立て手続き、法的救済措置および被害回復措置が、利用可能であって、子どもの被害者のもつ特定のニーズ、脆弱性、権利が考慮されたものであることが含まれる。同委員会は、加害者の説明責任、および再発

防止の保証を含む、子どもに対する暴力に対処するための包括的で権利に基づくアプローチを求める。

さらに我々は、子どもの売買・性的搾取・性的虐待に関する特別報告者の 2023 年報告書「売買と性的搾取の被害者/サバイバーである子どもへの賠償」(A/HRC/52/31)を想起したい。この報告書は、搾取・暴力・虐待の被害者である子どもの被害回復を確保するよう、特定の立法措置と包括的なプログラムの必要性を強調している。報告書は、被害回復措置は年齢に適切で、ジェンダーと文化に配慮したものであり、二次被害の回避が、特に最も周縁化された集団の子どもたちについても、なされるよう設計されなければならないことを強調している(第 106、108 項)。さらに、利用しやすい司法と緊急の暫定的被害回復措置の重要性、および被害回復プロセスの設計・実施については、被害者/サバイバーである子ども本人にとって意味のある参加ができることの重要性を強調している(第 107 項)。特別報告者は、子どもの被害者に対する正義の確保は、国内・国際レベルにおいて、各締約国とあらゆる関係主体にとって中核的な義務であると確認する(第 109 項)。

また、我々は、拷問に関する特別報告者が、性的拷問について捜査・起訴し被害者に救済措置を提供する義務に関する、国連総会への報告書(A/79/181)の中で、戦時性暴力は国際人権法上も国際人道法上も拷問の罪に該当し、例外・免責・恩赦・時効はなく、追加の限定要件もない、と指摘したことを想起したい(パラグラフ 79)。強かん、強制売春、その他のわいせつな行為は、1907 年およびそれ以前の国際人道法文書において既に禁止されていた(パラグラフ 31)。さらに同特別報告者は、強かんが兵士への「代償」または「報酬」として用いられた例の一つとして「慰安婦」問題を明示した。(パラグラフ 69)。

真実を知る権利に関して我々が強調するのは、この権利が、自由権規約第 19 条から導かれる情報アクセス権と結びついていることである。真実を知る権利には、被害者と親族が捜査や説明責任を求める権利も含まれる。制度への信頼を促し、再発防止を保証する、真実を知る権利の集団的側面が、国際判例においてしだいに認められるようになってきているが、これは、意見および表現の自由の権利の促進および保護に関する特別報告者(A/68/362)および真実・正義・賠償・再発防止の保証の促進に関する特別報告者(A/HRC/24/42、A/HRC/21/46)も支持しているところである。

また我々は、「国際人権法の重大な違反および国際人道法の深刻な違反の被害者に対する救済および賠償の権利に関する国連基本原則とガイドライン」(2005 年)^{xv}が、被害者が被った損害に対する十分で実効的かつ迅速な被害回復を受ける権利を確立していることを想起したい。賠償は、違反の重大性および被った損害に比例すべきである(原則 15)。被害者は、原状回復、金銭賠償、リハビリテーション、満足および再発防止の保証を含む、十分で実効的な賠償を得るべきである(原則 10、11、15 および 18)。加えて、「国際法上の犯罪を構成する国際人権法の重大な違反および国際人道法の重大な違反に、時効は適用されない」(原則 6)。

さらに我々は、貴国政府に対し、紛争関連性暴力の賠償に関する事務総長ガイダンスノート(2014 年)を参照するよう要請する。同ノートは、被害者の救済と賠償を受ける権利の実現における差別の禁止を強調している。同ノートは、各国に対し、個人の被害回復と集団の被害回復の両方を確保すること(原則 3)、そして被害回復プロセス全体を通じて被害者の参加を確保すること(原則 6)を促している。さらに、国連安全保障理事会決議第 2122 号(2013 年)は、加盟国に対し、戦争犯罪、ジェノサイド、人道に対する罪、および国際人道法に対する重大な違反行為の不処罰を終わらせ、加害者を訴追するよう求めている(パラグラフ 12)。

また、意見および表現の自由の権利の促進・保護に関する特別報告者が、日本への公式訪問(A/HRC/35/22/Add.1)後、いわゆる「慰安婦」問題に関する報道を控えるようジャーナリストや報道機関に対してかけられた不当な圧力について、またこの問題を公に取り上げた個人が嫌がらせや脅迫を受けていることについて、深刻な懸念を表明したことを我々は貴国政府に想起いただきたい(パラグラフ 28-30)。特別報告者は、「慰安婦」に関する報道をした一人のジャーナリストが、公然と中傷や脅迫を受けていたのに、政府から明確で断固たる非難がなされなかった事例を強調した(パラグラフ 30-31)。また特別報告者は、学校教科書における「慰安婦」への言及の減少に懸念を表明し、歴史叙述への政府の影響力と、それが生徒・学生の客観的かつ包括的な教育を受ける権利に及ぼす結果に留意した(パラグラフ 37-40)。特別報告者は、複数の国際人権機関が日本政府に対して「慰安婦」制度に関する認識と教育を確保するよう勧告したことを想起した(パラグラフ 37)。さらに、真実を知る権利と歴史情報へのアクセスが、説明責任、公共の信頼、そして侵害の再発防止に不可欠であることを強調しつつ、特別報告者は日本政府に対し、「慰安婦」問題を含む過去の人権侵害に関する正確かつ透明性ある公的情報提供の取り組みを強化するとともに、真実・正義・賠償・再発防止保証の促進に関する特別報告者への招請を検討するよう勧告した(パラグラフ 41、70)。

真実・正義・賠償・再発防止保証に関する特別報告者は、2023 年の大韓民国訪問報告書において、「朝鮮人被害者に対する重大な人権侵害および人道法違反に関与した、朝鮮民主主義人民共和国、日本、ロシア連邦、アメリカ合衆国を含む第三国の当局は、それぞれの責任の範囲内で、国家記録および公文書への十分なアクセスを含む真実、正義、違反の自認と謝罪を含む被害回復を被害者に提供し、被害者に影響を与えるあらゆる交渉および決定の中心に本人たちを据えるため、必要な措置を講じるべきである」とさらに勧告した(A/HRC/54/24/Add.1)。

さらに我々は、貴国政府に、第二次世界大戦中の軍「慰安所」の設置と維持に関する日本政府の法的責任を分析した1998年の、武力紛争時の組織的な強かん、性奴隷制および類似の慣行に関する特別報告者の報告書^{xvi}を想起いただきたい(E/CN.4/Sub.2/1998/13、付属文書第 1～2 項、第 7～10 項)。特別報告者は、1993 年の内閣による研究において日本政府自身が認めた事実に基づき、女性と少女の徴集、移送、拘束、搾取における日本当局の直接的な役割の概略を示し、こうした行為が、行われた当時でさえ、国際慣習法の広く認められていた規範に照らして奴隷制、強かん、および人道に対する罪を構成することを強調している(第 11～22 項)。特別報告者は、奴隷制と性暴力の禁止はいかなる逸脱も許されない強行規範(ユス・コーゲンス)であることを確認し(第 25～30 項、41～44 項)、日本は加害者を訴追し、存命中の被害者に対し、個人への金銭賠償と国家責任の公式の自認を含む完全な賠償を行う法的義務を継続的に負っていると結論付けた。さらに、アジア女性基金は救済の法的基準を満たしていないため、特別報告者はこれを超える公式の金銭賠償制度の創設を勧告した(第 31～40 項、63～66 項)。

同様に、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者は、戦時中の軍事的性奴隷制に関する1996年の報告書^{xvii}において、「慰安婦」制度は明らかな性奴隷制事例であり、人道に対する罪および国際人道法の重大な違反に相当する慣行であると結論づけた(E/CN.4/1996/53/Add.1、第 6～10 項、第 113 項)。サバイバーの証言およびその裏付けとなる歴史記録に基づき、特別報告者は、20 万人以上の女性(主に朝鮮人であるが、他の占領地出身者も含む)が、強制、残虐行為、極度の欠乏が著しい状況下で、日本帝国軍

による組織的強かんと性奴隷制にさらされたと結論づけた(第 11～44 項、第 52～60 項)。特別報告者は、徴集がしばしば、騙す、脅す、直接的暴力などによって行なわれ、仕事の口がある、国への奉仕であると偽った拉致や強制徴用も含まれていたこと(第 23～31 項)、日本軍が慰安所の運営において、設置、規制、監督に中心的な役割を果たし、軍医、規則、憲兵隊を通じて厳重な管理を維持していたこと(第 32～35 項、第 41～44 項)を認定した。特別報告者はまた、サバイバーたちが日常的な複数の強かん、拷問、強制中絶、そして生涯にわたるトラウマについて証言している一方で、多くのサバイバーが損害の賠償^{xviii}も公式の承認も拒否されていることを指摘した(第 52～65 項)。特別報告者は、日本に対し、責任者を捜査・訴追し、すべての関連文書を開示し、公式に謝罪し、教育カリキュラムを改め、存命中の被害者に対し、国際基準に従って、十分かつ適切な被害回復を提供するという継続的な法的責任を果たすよう強く求めた(第 137～140 項)。

我々はまた、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者の、暴力を受けた女性の被害回復に関する 2010 年の報告書(A/HRC/14/22)にも言及したい。同報告書は、いわゆる「慰安婦」運動を「女性の被害回復のための運動として組織化され詳細に記録されている唯一無二の運動」であるが、日本政府が公式の謝罪と被害回復の提供の拒否を継続しているため「ほとんど成功していない」取り組みであると述べている。特別報告者は、「1980 年代後半以来、サバイバーたちは名乗り出て証言を行い、国際世論を喚起して、公式の謝罪と被害回復を求めてきた」とともに、「経済的支援の申し出を不十分として拒否し、社会経済的ニーズを根拠とする社会福祉型や施し型の援助ではなく、正式な謝罪と個人に対する公的資金からの金銭賠償を望んでいることを繰り返し表明してきた」と指摘した(パラグラフ 71)。

同報告書(A/HRC/14/22)において、特別報告者は、「被害回復に関する議論やプロセスへの女性の参加の重要性は計り知れない」と強調し、「女性の参加がなければ、[被害回復のための]取り組みは、暴力に関する男性の経験や、救済に関する男性の懸念・優先事項・ニーズを反映させる可能性が高まる」と指摘した。さらに、女性を排除することは、「女性にとっても社会全体にとっても、暴力の過去と現在の形態に関連づけ、被害回復に関する議論をもとに、さらなる構造的改革につなげる」機会を逸することになる(パラグラフ 29)。加えて、特別報告者は、紛争下で性暴力を受けた女性と少女に対する被害回復の主要要素を特定し、「公式謝罪、年金、教育を受ける機会、保健・心理的リハビリテーションサービスへのアクセス、個人への支払い、具体的なインフラ再建措置などの集団的被害回復措置」を含むとした(パラグラフ 49)。同報告者は各国に対し、ジェンダーに配慮した変革的な被害回復を採用するよう勧告して報告書を締めくくった。この被害回復は、「紛争前・紛争中・紛争後に女性が経験する暴力の根本原因となり得る、横断的な構造的従属関係、ジェンダー階層、制度的周縁化、構造的不平等といった既存のパターンを、強化ではなく根底から変えるべきものである」(パラグラフ 31)。

さらに我々が想起するのは、女性と少女に対する差別に関する作業部会が、危機における性と生殖に関する健康と権利に関する報告書(A/HRC/47/38)において、女性の性と生殖に関する健康と権利の侵害に対する広範な不処罰と、女性が司法へのアクセスにおいて直面する継続的な障壁を強調していることである。作業部会は、女性と少女には、性と生殖に関する健康権の侵害に対して、原状回復、金銭賠償、満足、リハビリテーション、再発防止の保証を含む十分な賠償を受ける権利があり、各国には効果的で透明性ある賠償へのアクセスを確保する中核的義務があることを強調した。

加えて、女性と少女に対する差別に関する作業部会は、2013 年に人権理事会に提出した報告書

(A/HRC/23/50)の中に、指導者、コミュニティワーカー、人権擁護者、政治家として率直に発言する女性たちを沈黙させ信用を失墜させるために利用されてきた、汚名を着せること、嫌がらせ、明白な暴行を記録した。作業部会は、女性人権擁護者が、性別に基づく暴言、性的虐待、強かんといったジェンダー特有の暴力の標的となることが多く、脅迫、襲撃、殺害予告、さらには殺害にまであう可能性があると明らかにした。作業部会は、女性の人権を保障し、女性が政治・公共活動に参加できる状況を改善するため、不処罰をなくす包括的な法的枠組みなどを通じて、女性に対するあらゆる形態の暴力を根絶するための努力を加速するよう勧告した。

「慰安婦」問題に関し、諸国際人権機関が貴国政府に対して行なった勧告を補完するため、我々は、2012年の日本に対する普遍的・定期的審査(UPR)での勧告を想起したい。これらの勧告には、日本が、関係の諸国際機関^{xix}が勧告したように、特にいわゆる「慰安婦」制度に対する法的責任を認め、被害者が受け入れ可能な適切な措置を講じること、過去の侵害を認め反省すること、そして、被害者への謝罪と補償を行うことが含まれていた。追加的な勧告では、日本に対し、韓国を含む他のアジア諸国における軍性奴隷制および関連する侵害行為について法的責任を受け入れ、包括的に対処するよう強く求めた(勧告 147.145、147.146、147.147、147.148)。UPR プロセスを通じてなされた更なる勧告では、日本に対し、「慰安婦」制度に関するこれからの世代への教育を確保し、公式に謝罪し、被害を受けた個人に補償することを求めた(A/HRC/37/15、勧告 161.88 および 161.89)。

最後に、貴国政府には、国連の「人権擁護者に関する宣言」としても知られる、「普遍的に承認された人権および基本的自由を促進し保護する個人、団体および社会組織の権利と責任に関する宣言」に定められた基本原則を参照していただきたい。特に、同宣言第1条および第2条において、すべての人が、国内および国際レベルにおいて、人権および基本的自由の保護・実現を迫及する権利を有すること、また、各国家は、あらゆる人権および基本的自由を保護・促進・実現すべき第一義的な責任と義務を有することが、明記されている点に目を向けていただきたい。

なお、あらゆる人権と基本的自由に関して、情報を、知り、求め、入手し、受け取り、保持する権利を定めた第6条a項、また、あらゆる人権と基本的自由に関して情報・知識を自由に公表し、提供し、広める権利、ならびにこれらの権利の遵守について研究し、議論し、意見を持つ権利を定めた第6条b項・c項も参照していただきたい。

(日本語訳 協力:沖本直子、関典子、アドバイス:阿部浩己)

【訳注】

- この文書の原文は英語です(以下参照)。正確を期す必要がある場合には、原文を参照してください。
<https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownloadPublicCommunicationFile?gId=30128>
- 国連人権機関による勧告等の引用について外務省仮訳が存在する場合には、その仮訳を用いました。疑問点がある場合は訳注に記載しました。

-
- ⁱ 2022 年 7 月以降、「女性に対する暴力、その原因および結果に関する特別報告者」の対象には girls も含まれた。
- ⁱⁱ 原文は reparation。一般的に「賠償」と訳されてきたが、近年の国際法では「回復」とも訳される。当文書では「真実・正義・賠償・再発防止の保証の促進に関する特別報告者」にならって、「真実・正義・救済・賠償」のように組み合わせる。並ぶ際には「賠償」とし、それ以外では文脈に合わせて「賠償」または「被害回復」と訳出している。
- ⁱⁱⁱ 原文が comfort system の場合は「慰安制度」、”comfort women” system の場合は『慰安婦』制度とした。
- ^{iv} 原文は apology。国際法では「陳謝」と訳されるが、当文書では支援運動で長く使われてきた「謝罪」を用いる。
- ^v 原文は compensation。国際法では「金銭賠償」だが、政府仮訳では「補償」と訳されることが多い。当文書では政府仮訳の引用以外は「金銭賠償」を用いる。
- ^{vi} violations（違反）にかかる serious、grave、gross はいずれも「重大な」と訳出している。原文も参照されたい。
- ^{vii} 政府訳は「補償」としているが、原文は reparation。
- ^{viii} 政府訳は「公認」としているが、原文は official recognition（公式の承認）。
- ^{ix} 政府訳は「補償」としているが、原文は redress（救済）。
- ^x 政府訳は「を想起し」としているが、原文は noting（に留意し）。
- ^{xi} 政府訳は「公人」としているが、原文 public figures は公的な立場にある者だけでなく、著名な私人も含む。
- ^{xii} 政府訳は「償い」としているが、原文は reparation。
- ^{xiii} 政府訳は（責任を）「果たす」としているが、原文は acknowledge（認める）。
- ^{xiv} 政府訳「補償の権利」の原文は their entitlement to reparation（賠償/被害回復を受ける権利）。
- ^{xv} 原文は Basic Principles and Guidelines on the Right to a Remedy and Reparation for Victims of Gross Violations of International Human Rights Law and Serious Violations of International Humanitarian Law. 日本語訳は「法律事務所の資料棚」<https://justice.skr.jp/documents/BasicPrinciples.html> 参照。
- ^{xvi} いわゆるマクドゥーガル報告書。
- ^{xvii} いわゆるクマラスワミ報告書。
- ^{xviii} 原文 compensation。文脈から、ここでは「損害の賠償」と訳出した。
- ^{xix} 政府訳は「関係の諸国際機関」としているが、原文は relevant international actors（関連の諸国際機関・団体を指し、国際人権 NGO など含まれる）。